

気象状況や道路状況に応じて 除排雪作業を行います



清田区

土木センター便り

除排雪には様々な作業があり、気象状況や道路状況に応じて、実施する作業の内容や時期は異なります。

一般的には、下記のようなスケジュールで主な作業を行っています。

12月	1月	2月	3月
新雪除雪・路面整正【状況に応じて実施】			
拡幅除雪【状況に応じて実施】			
排雪【1月中旬～2月下旬】			

新雪除雪	降り積もった路面の雪を道路脇に寄せる作業です。
路面整正	路面の凸凹やわだちを削り、路面を平らにする作業です。
拡幅除雪	除雪を繰り返すことで、道路脇の雪山がだんだん横に大きくなり道幅が狭くなるため、道路脇の雪を歩道側に積み上げて、走行車線の幅を広げる作業です。
排雪	道路脇の雪をダンプトラックに積込み、雪堆積場へ運ぶ作業です。 ※市では、幹線道路（交通量が多く、道路の幅が10mを超える道路）を主に排雪します。生活道路に関しては、町内会から申請のあった路線について、パートナーシップ排雪制度のもと排雪を行います。
排雪時期	雪山が高くなったり道路の幅が狭くなって、これ以上雪の置き場がなくなってきた場合など、全体の工程も考慮しつつ総合的な判断で排雪を開始します。 通常は、シーズン1回、概ね1月中旬～2月下旬に行います。

第82号

令和6年12月発行

雪処理のルール・マナーを守りましょう



路上駐車があると、除雪車が通れず除雪作業ができない場合があります。

除雪作業が出来なかった道路は、凸凹路面やザクザク路面が発生し、安全に通行できなくなります。

また、除雪作業が行えた場合でも、向かいの家の前に雪が多く寄せられるなど、ご近所の皆さんにも迷惑が掛かります。



敷地内の雪を道路に出すと、道路の幅が狭くなったり、凸凹路面になるなど、交通事故や渋滞の原因になります。
※道路交通法や道路法でも道路への雪出しは禁止されています。



ごみは収集日の朝にごみステーションへ出しましょう。

前日の夜に出されたごみは、除雪作業の妨げとなります。ごみが道路に散らばってしまうこともあります。



基本的な雪処理の方法

- 適切な処理方法
- 1 通路の雪を敷地内へ移動
 - 2 玄関への通り道を開けるため、歩道の雪を自宅敷地前の出入り口以外で通行に支障とならない場所へ移動
- ✗ 不適切な処理方法
- 3 市の除雪により通行幅を確保した場所へ雪を戻す

パートナーシップ 排雪制度のご利用について

公園を雪置き場として利用する場合

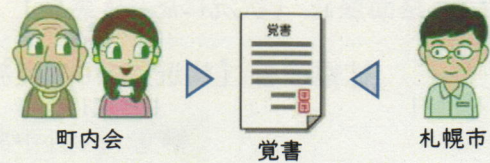
制度概要 地域の皆さんが地域内の生活道路の排雪を実施する場合に市が支援する制度です。**制度を利用する場合は事前申込みが必要**です。

申込期限 令和6年12月18日(水) ~ 令和7年1月8日(水)
※土日・祝日及び年末年始除く

申込方法 案内及び申込用紙は、12月上旬に前年度の申込団体の代表者様宛てに送付いたします。新規で申込む場合は、事前にご相談ください。

札幌市では、原則、公園を雪置き場として利用することを**禁止**しています。

公園を雪置き場として利用するには、町内会と市で「**覚書**」を交わす必要があります。



🔍 札幌市 公園の雪置き場

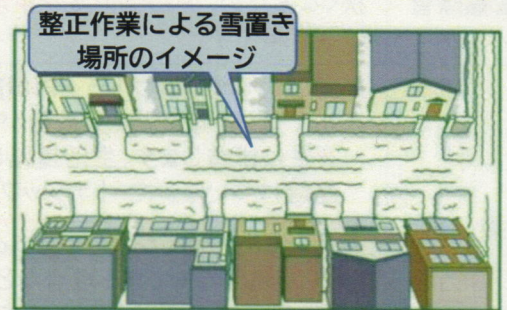
雪の置き場所にご理解・ご協力をお願いします

道路が凸凹、ザクザク路面になったときは、路面の圧雪を削る作業(路面整正)を実施します。

路面整正の作業では、重たい雪や固い雪の塊が発生しますが、出入口前には極力その雪を置かないよう作業します。

そのため、出入口以外の道路脇などに堆雪せざるを得なく、民間排雪やロードヒーティングの場所などにも雪を置くこととなります。

タイミングが悪ければ、個人で排雪や融雪を行った直後のきれいになった場所にも置くこととなりますが、ご理解のほどお願いします。



たくさんの雪が降るまち札幌について

約197万人が住む大都市・札幌。このような大きな都市に年間約5mもの雪が降ることは、世界中を見てもとてもめずらしいことです。

そんなまちに住む私たちにとって、雪と共に暮らすのは大変なことでもありますが、これからもみんなで工夫し、手を取り合って雪と一緒に上手に暮らしていくことが大切です。



降雪量 約5m 世界一!

人口100万人以上の大都市の中で世界一

車道除雪延長 5,461km 世界一!

夜の約6時間の間に、数百台もの除雪車を動かして除雪します。

歩道除雪延長 3,048km 世界一!

公共性の高い歩道、除雪車が通れるだけの幅の広い歩道を除雪します。

雪堆積場容量 2,678万㎡ 世界一!

堆積場に運び込むことができる最大の排雪量です。

年間除雪予算 276億円 世界一!

全体予算の約半分が年1回の排雪で必要になります。



編集・発行

除排雪作業のお問合せ

札幌市清田区土木部維持管理課
(清田区土木センター)
〒004-8616 清田区平岡2条4丁目1番40号
☎ 888-2800 / FAX 884-6474
<https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/>



除排雪作業に関するお問合せは、「除雪センター」(市の委託業者)が対応しています。市ホームページより、お住まいの地域の除雪センターをご確認いただき、各除雪センターへお問合せください。

清田区北地区除雪センター ☎ 882-6191
清田区南地区除雪センター ☎ 885-1971

